

甲府市農業委員会 12月定例総会議事録

1. 日 時 平成30年12月27日(木曜日)午後2時20分から2時45分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員(18名)

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子 6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫
9番 菊島 建 10番 關野 登 11番 森 信二 12番 花形 満寛
13番 末木 瑞夫 14番 土屋 正人 15番 萩原 爲仁 16番 小林 雅宗
17番 山本 一

4. 欠席委員(0名)

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長 青木 進
農地係 係 長 斉藤 欣也
係 長 佐野 慶一
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 岡 正己
技 師 吉澤 雅貴

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条による競・公売適格証明願について
議案第2号 農地法第3条の規程による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規程による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規程による許可申請について
議案第5号 平成31年1月告示分農用地利用集積計画について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について(市街化区域届出)

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

報告第5号 耕作土搬入届出について

報告第6号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、平成30年度12月定例総会を始めます。

本日の会議は、農業委員が定数19名中19名全員の出席がありましたので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございます。では、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会12月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参りますのでお願いします。

それでは最初に、12月定例総会の議事録署名委員ですが、本来であれば、15番の萩原爲仁委員と、17番の山本一委員にお願いするところですが、萩原委員が遅れておりますので、議席の順番により1番の保坂敬夫委員のお二人にお願いしたいと思えます。

それでは早速、議案の審議に入っていきたいと思えます。議案第1号は農地法第3条による競・公売適格証明願についてです。事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月は第3条の競・公売適格証明願が2件ございます。競売や公売の物件で登記地目が農地である場合、参加者は入札に先立って3条の許可の適格者であるという証明を受ける必要があります。今回の願出人は競売地を農地のまま耕作したいという方の3条の資格審査を求めるものです。

議案書1ページの1番、地図は1ページの競・公売適格証明願3条No.1・2の3-1をご覧ください。競売地の所在・地目・面積・願出人については、議案書記載のとおりです。食品工業団地入口交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面・北面

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の第3条許可申請は有償移転が1件、譲受人は第3条の資格要件を全て満たしております。また、権利設定が1件ございますがこちらは後ほど詳しく説明させていただきます。議案書2ページの1番をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。常安寺から〇〇mほど〇〇に位置する農地です。譲受人は、新山梨環状道路の用地買収に伴い代替地取得を希望とのことです。譲受人の現在の経営面積は〇〇〇〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇〇〇〇㎡となり、申請地は引続き〇〇〇〇を行う計画です。

続きまして、議案書の2番をご覧ください。まず、地役権について説明いたします、地役権というのは民法が認めております権利の一つであり、自分の土地が便益を受けるために、他人の土地を使用できる権利です。例えば、農家の方に馴染みがあるのは無道である所謂「袋地」の所有者が必要最小限度で他人が所有する土地を通行する権利である隣地通行権も地役権の一つとなります。議案の説明に戻ります、申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。西河原橋から〇〇mほど〇〇の範囲に位置する農地です。譲受人はすでに申請地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の保全の為に地役権を設定したいとのことです。譲渡人は引き続き地表を農地として利用するとのことです。なお、地役権の設定のみのため所有権等は従来そのままとなります。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。この案件について、1番2番とも地元委員は山城地区ですので、ご説明を米山委員よりお願いします。

○山城地区委員（米山委員）

山城地区の米山です。よろしく申し上げます。この議案については地図がないということですので、ご承知ください。事務局で説明したとおりです。1番の議案は新環状道路による代替地なので問題ないと思います。次の地役権というのは初めて聞いた言葉ですが、事務局の説明でよく分かりました。問題ないと思います。よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。委員さんの説明がありましたように新環状道路の代替地という1件と、地役権の内容です。皆様の方から、ご質問やご意見などありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

質問、意見が無いようなので、採決させていただいてもよろしいですか。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による案件について賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので決定して参りたいと思います。

早速許可書の交付をして参ります。

次に、議案第3号は 農地法第4条の規定による許可申請についてです。

事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の4条許可申請は2件となっております。議案書3ページの1番、地図は2ページの4条No.1をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。向町二交差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面は道路、南面は宅地、西面は雑種地、北面は用悪水路及び雑種地となっております。農地区分は、第2種農地と判断しました。申請人は、平成○○年1月頃より、○○として転用し近隣住民に貸し出していたことから、今回経過理由書添付による申請となります。

続きまして、議案書2番、地図は3ページの4条No.2をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。正清院から○○mほど○○に位置する農地で、東面は墓地及び宅地・農地、南面は道路、西面は宅地、北面は農地となっております。農地区分は、第1種農地と判断しました。申請人は、○○○○○○○○を中心に営農しているが、申請地が接道より低くなっており肥料や農機具の搬入をする上で支障になることから、耕作土搬入を行い耕作の効率化を図りたいとのことです。なお、一時転用期間は許可日から3年間となり、転用後は○○○○○○○○する予定です。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。つづきまして、地元委員より補足説明をお願いします。1番の案件は玉諸地区ですので、田中委員よりお願いします。

○玉諸地区委員（田中委員）

○○○の状況ですが、○○○○○○も敷いてなく、○○○として貸し出されている状況です。内容は事務局の説明のとおりです。よろしくご審議の程お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。つぎに2番の案件は中道北地区ですので、土屋正人委員よりお願いします。

○中道北地区委員（土屋正人委員）

事務局の説明のとおり経過があって、使い勝手を良くするという意味合いで造成をするということです。よろしくご審議の程お願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。委員二人より補足説明をいただきました。

ここで、質疑に入ってまいります。ご質問、ご意見などありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

質問、意見が無いようなので、採決させていただいてもよろしいですか。

それでは、議案第3号農地法第4条の規定による案件について賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので決定して参りたいと思います。

1番の案件は1000㎡未満ですので、許可書を交付して参ります。2番の案件は1000㎡以上ですので許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

次に、議案第4号は農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

○事務局（一ノ瀬主事）

今月の5条許可申請は、所有権移転が29件、使用貸借が2件、計31件となります。

議案書4ページの1番、地図は4ページの5条No.1をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・貸人・借人については議案書記載のとおりです。十郎橋東交差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面は宅地及び農地、南面・北面は宅地、西面は道路となっています。農地区分は、第3種農地と判断しました。借人は貸人の○にあたり、現在の○○が手狭になったため、申請地を使用貸借し○○○○○○したいとこのことです。転用後は、○○○○○○○○する予定です。

続きまして、議案書2番、地図は5ページの5条No.2をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。小瀬スポーツ公園西交差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面・北面は道路、南面は宅地及び農地、西面は宅地、となっています。農地区分は、第2種農地と判断しました。譲受人は近隣で○○○○○○○○○○○○○○○○しているが、需要の増加に伴い○○○○○○○○○○○○○○○○が不足し土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、○○○○○○○○○○に転用したいとこのことです。

続きまして、議案書3番、地図は6ページの5条No.3をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・貸人・借人については議案書記載のとおりです。増坪4号橋から○○mほど○○に位置する農地で、東面は用水路及び道路、北面は農地及び宅地、西面は道路となっています。農地区分は、第3種農地と判断しました。借人は貸人の○にあたり、現在の○○が手狭になったため、申請地を使用貸借し○○○○○○したいとこのことです。転用後は、○○○○○○○○○○する予定です。

続きまして、議案書5ページの4番、地図は7ページの5条No.4をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。中道橋南詰交差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面は道路、南面は雑種地、西面・北面は農地となっています。農地区分は、第2種農地と判断しました。譲受人

ります。

以上、全ての案件の買手及び借手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積及び、農作業従事日数を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項による買手及び借手の要件を満たしております。

引き続き42ページは、農用地利用集積計画の解約の報告です。6件の解約となります。解約の内容、理由につきましては、記載のとおりとなっております。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上で説明を終わります。

○議長（西名会長）

事務局からひととおり説明が終わりました。ここで所有権移転に対しまして新規就農者及び法人などが関係する案件について、説明を原則いただくことになっておりますので、地元委員さんから補足説明をお願いいたします。まず1番の案件について、甲運地区ですので、森委員をお願いします。

○甲運地区委員（森委員）

この案件については、問題ないと思います。○○○○の畑が○○○○の家の続きにあり、そこを買って畑にして○○○○○したいということ。それと、荒地にならなくて良かったと思います。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。つぎに2番の案件は私が担当している地区の案件ですので説明いたします。

事務局の説明のあったとおり、道のない農地で、○○○○の間柄です。所有権移転を受ける方が、今までも管理、耕作をしていて、ここで権利関係など所有権移転をはっきりするということです。本人も意欲的に農業をやっている方なので問題ないと思います。

つぎに利用権設定18番の案件について、中道南地区ですので、柿嶋職務代理から補足説明をお願いします。

○中道南地区委員（柿嶋職務代理）

さきほど事務局から説明のあったとおりで、特に問題はないと考えます。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。それでは質疑に入ってまいります。

何かご質問、ご意見ある方はお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

特別無いようでございますので、採決させていただいてもよろしいですか。

それでは、この案件について、ご賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので決定して参りたいと思います。

○議長（西名会長）

以上で今日予定している案件は大変スピーディに終了しました。何か皆様の方から、その他の方で、時間もありますからご意見、ご提言等ありましたらお願いします。

《 質問・意見無し 》

○議長（西名会長）

特別無いようですから、以上を持ちまして、12月定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。また、1年間、議事の進行にご協力いただいたことに対しても御礼を申し上げます。ありがとうございました。

午後2時45分 閉会

会 長 _____ ⑩

議事録署名委員 _____ ⑩

議事録署名委員 _____ ⑩